

令和5年3月

令和5年第1回

西はりま消防組合議会定例会会議録

自 令和5年3月29日

至 令和5年3月29日

令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会議事日程

令和5年3月29日（水）午前10時30分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

（2番 宮艸 真木 議員、10番 小林 裕和 議員）

日程第 2 会期の決定（令和5年3月29日（水）の1日）

日程第 3 一般質問

【発言順位及び発言者】

①9番 廣利 一志 議員

日程第 4 議員提出第1号 西はりま消防組合個人情報保護に関する条例制定について

日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて

日程第 6 承認第 2 号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号））の承認を求めることについて

日程第 7 承認第 3 号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて

日程第 8 議案第 1 号 令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）

- 日程第 9 議案第 2 号 西はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について
- 日程第 10 議案第 3 号 西はりま消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
- 日程第 11 議案第 4 号 西はりま消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 5 号 西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 6 号 西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 7 号 令和 5 年度西はりま消防組合一般会計予算

4 閉会宣告

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	土 井 本 子	2 番	宮 艸 真 木
3 番	永 富 靖	4 番	楠 明 廣
5 番	山 下 由 美	6 番	飯 田 吉 則
7 番	松 浦 崇 志	8 番	長谷川 正 信
9 番	廣 利 一 志	1 0 番	小 林 裕 和

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹	本間 篤	主幹	古林 丈靖
主幹	孝橋 邦彦	副主幹	横家 秀樹

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本	実	副管理者(相生市長)	谷口	芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元	晶三	副管理者(佐用町長)	庵途	典章
副管理者(太子町長)	沖汐	守彦	消 防 長	満田	利郎
次 長	栗岡	耕治	参 事	置村	哲也
相生消防署長	井上	仁	たつの消防署長	内海	武彦
宍粟消防署長	橋岡	透	太子消防署長	廣岡	宏一
佐用消防署長	春國	義人	消防本部予防課長	米津	芳彦
消防本部警防課長	木村	雅司	消防本部情報指令室長	山下	悟

開会挨拶

議長挨拶

○議長（楠明廣議員）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春らしい穏やかな気候に心和む季節となりました。

議員各位には、公私ともご多忙中の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

今期定例会は、議員各位のご高承のとおり、令和5年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会でございます。

その他にも重要な議案が多数提出されておりますので、議員各位におかれましては慎重なるご審議により、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

うららかな春の陽気が感じられる季節を迎えました。

本日、ここに令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして、ご健勝にてご出席を賜り、ここに開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

また、平素は当組合消防行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会でご審議いただきます案件はお手元にお届けいたしておりますとおり、議員提案をはじめ、専決処分に係る承認、条例の制定及び改正、令和5年度予算など11件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なご審議をいただき、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

開 会 宣 告

○議長（楠明廣議員）

ただいまより、令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告2件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますのでご清覧願います。

次に、管理者より、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件

の報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますのでご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（置村哲也）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため本定例会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

○議長（楠明廣議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

以上で、報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、2番、宮艸真木議員、10番、小林裕和議員を指名いたします。

両議員、よろしくお願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

～日程第3 一般質問～

○議長（楠明廣議員）

日程第3、一般質問を行います。質問通告により、質問を許します。

9番、廣利一志君。

○9番（廣利一志議員）

皆さん、おはようございます。時間をいただきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

通告書に基づき、質問をさせていただきたいと思います。

各消防署における仮眠室の整備、個室化を急ぐべきではということと、女性職員の増大に対応する形での環境整備がちゃんと進んでいるのか。全国の消防職員を巡る環境改善は、コロナ禍での任務とはいえ過酷な勤務状況に対して、手当創設にとどま

らず仮眠室の個室化が大きな流れになっているように思うが、全国の状況及び兵庫県下の改善の状況について認識と見解をお示してください。

そして、今後の人材確保という観点から、また女性職員が今以上に増加するであろうことは予測される中、時代にそぐう形での改善は着実に進んでいるのかどうか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

○管理者（山本実市長）

答弁につきましては、消防長のほうからさせます。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（満田利郎）

失礼いたします。9番、廣利議員のご質問についてお答えさせていただきます。

議員ご質問の趣旨は、24時間勤務の当直勤務を行う消防隊員等を慮ってのご質問と承っております。消防業務として、とりわけ施設に関するご関心をいただきましたこと、まずはお礼申し上げます。

現在、西はりま消防組合が使用しております消防庁舎は構成市町の所有であり、消防組合が無償貸与していただいているものでございます。仮眠室は、消防・救急隊員が24時間拘束される中、深夜時間帯においては何らかの災害が発生すれば直ちに出勤するという緊張感の中、仮眠をとるためのスペースでございまして、現状、仮眠

室が個室化されているという部署は、消防本部情報指令室と5つの消防署施設の一部を改築していただいた女性仮眠室のみの部分に限られております。

このたび、コロナの関係で感染症予防のそれぞれの仕切りというところでの1つの区切り、区画というものをコロナ対策として設置いただいております。

なお、仮眠室の個室化につきましては、施設の所有者である構成市町と協議が必要であり、現実的には施設の大規模改修の際に仮眠室の個室化を踏まえた計画を盛り込んでいくことが現実的であり、兵庫県内に限らず全国的にも大規模な修繕や庁舎の建て替えに合わせて個室化対応が進んでいるものと考えております。

消防庁舎の施設につきましては、とりわけ仮眠室の個室化について、新規採用者などそういったところについては重要な比較ポイントでもあるため、より職員の採用にも善処したいというところで今後検討してまいりたいと考えております。

現在、西はりま消防組合管内における人口動態や消防事業の変容を踏まえて、将来計画でどうあるべきかというところを検討しておるところでございますが、近い将来、構成市町と協議を重ねながら職場の環境改善にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、質問の女性職員の採用計画についてでございますが、総務省消防庁が消防全体として消防吏員に占める女性消防吏員の全国比率を5%に引き上げる数値目標を掲げており、当組合におきましても特定事業主行動計画において、令和13年度当初までに職員総数の5%となる14人程度の女性消防吏員を採用しようとする数値目標を定め、現在は令和5年度新規採用職員2名を加えて、女性消防吏員8名が在庁することとなっております。

将来、5つの消防署に2名ずつを配置し10人、本部に4名の計画で配置を考え、現状の施設では今のところ対応可能ではないかというところでございますが、それ以上の女性活躍で採用が増えますと、そういった施設の改修は避けては通れないものと思慮するところでございます。

このような点を踏まえまして、将来計画を策定してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（楠明廣議員）

9番、廣利一志君。

○9番（廣利一志議員）

幾つか、再質問のほうをさせていただきます。

大規模改修のところで個室化のところについて、当然そういうことが大規模改修に伴うという形が必要かなというふうに思うんですけど、着実に個室化というところが進んできている現状について、もう少し県下の状況等が分かれば教えていただきたいし、全国的に見ると大規模改修せずに個室化ということについて進めているところもあると、幾つかそういうところがありますので、そういうところについて認識等についてはいかがでしょうか。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（満田利郎）

個室化についての認識は、十分持たせていただいておりますが、現在、現状の施設の中でできる限りの準個室化的なところでの対応とさせていただきます。ただ、この問題につきましては、それぞれこれからの施設の在り方、また職員の労務環境でありますとか、そういったところを総合的に検討しながら進めるべきところは早期に進めたいと考えておりますので、その辺のご理解はお願いしたいと思います。

○議長（楠明廣議員）

9番、廣利一志君。

○9番（廣利一志議員）

消防職員のほぼ3分の1が30歳未満という、そういう状況なのかなと思うんですけども、一般的には20代未満の方もありますけども、今、大学生が進学していくときに、我々の学生時代と随分違うなど、要するに個室で必ず風呂もついてないと駄目だというようなところが選択の基準になっている。それと、全く消防署の働く環境が一緒でないといけないということではないんですけども、意識の変化というところについては、女性職員のこれからということも含めてですけども、例えば若い方が3分の1おられるという状況なんかで、近隣市町を含めて個室化が進んでいるところについて、新規の採用ということを考えたときにも、1つは今検討していただいているということなんですけど、その辺りも含めた検討が必要かなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（満田利郎）

ありがとうございます。現在の新規採用、そういったところでの比較というところも、最初の答弁でも述べさせていただきましたように、非常に選ぶポイントにはなっているのかなと思っております。

ただ、この部分につきましては本当にそれぞれの市町の当然、状況もございますので、この辺を消防といたしましてはしっかりと協議を進めながら、個室化に向けて

今後検討していきたいというところでございまして、今、いついつ実現できるというところについてはいま一度考えさせていただきたいなというところで、今後、全体を見てしっかりと進めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（楠明廣議員）

9番、廣利一志君。

○9番（廣利一志議員）

この個室化というところ、なぜ着目しているかなんですけど、女性職員の増えておる状況、先ほど消防長から話が出ましたように、消防庁が出している2026年の女性職員の比率というのが5%というのがありますけども、現状は全国平均並みの2.何%ということで、全国では5%を超えているところもあるということなんですけど、個室化だけが全てではないんですけれども、特に女性職員がこれから増えるであろう、増やさなければいけないということからすると、例えば警察が現行、今女性職員の比率が8.1%、それから自衛官が5.7%ということからすると、全国平均で2.4%、消防職員全国の平均、だから多分、西はりま消防も一緒ぐらいだというふうに思いますので、ぜひ、これは女性職員を増やさなければいけないと、増やしていく、増えるであろうというところからすると、私は女性の仮眠室個室の問題とお風呂、これがまだ完備されていないのではないかというふうに思います。

私も冬に見させていただいて、寒い中で大変だなというような感じがしたんですけど、女性職員のこれからのことについて先ほど述べていただいたんですけども、5%という目標があるんですけど、それ以上をクリアしていくためにもう一度検討されていることを述べていただければなと思います。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（満田利郎）

女性職員の採用につきましては、現在8名というところで推移しておりますが、やはりそういった職場のPRでありますとか、女性の出身校でありますとか、そういったところにもPRに出向かせていただきまして、後進の募集をかけております。

やはり、全体的な国を挙げての女性活躍ということで推進されている中で、選んでいただけるような魅力ある西はりま消防をつくっていきたいということで、そういった人材育成方針でありますとか、そういったところをPRしながら女性の募集について足を運びながらやっていきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（楠明廣議員）

9番、廣利一志君。

○9番（廣利一志議員）

最後になりますけども、個室化の件、それから女性職員の拡大ということについてご検討していただくということで、管理者からも一言よろしくお願いたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

○管理者（山本実市長）

今、お聞きしましたとおり、各市町の首長さんともいろいろ協議させていただきまして検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○9番（廣利一志議員）

どうぞよろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（楠明廣議員）

以上で、一般質問を終結いたします。

～日程第4 議員提出第1号～

次に、日程第4、「議員提出第1号 西はりま消防組合個人情報保護に関する条例制定について」を議題といたします。

ただいま、議題となっております、議員提出第1号については、あらかじめご協議願ったことでもありますので、提案理由の説明、質疑の議事を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号は、提案理由の説明、質疑の議事を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議員提出第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 承認第1号～

日程第5、「承認第1号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（満田利郎）

議長。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「承認第1号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることにつきまして」、提案理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、歳入においては前年度繰越金を繰り入れるとともに、各構成市町からの負担金を減額し、歳出においては新型コロナウイルス等感染症予防に係る救急資機材として、防護服を購入するための増額を補正予算として専決処分を行いましたので、今回ご承認いただくものでございます。

次に、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に308万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,306万6,000円といたします。

以上で、承認第1号専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の承認第1号は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

～日程第6 承認第2号～

日程第6、「承認第2号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号））の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「承認第2号 専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号））の承認を求めることにつきまして」、提案理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、歳入においては職員人件費の精査等により、各構成市町からの負担金を減額し、歳出においては光熱水費の高騰及び宍粟消防署女性仮眠室整備に伴う備品等の購入に係る所要額を増額、また令和4年8月の人事院勧告に基づく給与条例の改正及び精査に伴い人件費の減額を補正予算の専決処分を行いましたので、今回ご承認いただくものでございます。

次に、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に1,902万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,404万4,000円といたします。

以上で、承認第2号専決処分した事件（令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号））の承認を求めることについての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の承認第2号は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

～日程第7 承認第3号～

次に、日程第7、「承認第3号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「承認第3号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて」、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、今回、専決処分した事件につきましては、令和4年8月に行われた人事院勧告に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、当該改正法に準拠した内容に改めるため、所要の改正を行ったものでございます。

本来であれば、議会にお諮りしてご決定いただくものではありませんが、職員の給与の支給を早急に行う必要があったため、令和4年12月22日に専決処分を行い、今回ご承認を求めるものでございます。

改正の内容についてでございますが、第1条において、再任用職員以外の職員の12月期の支給率を0.1月引き上げ、再任用職員の12月期の支給率を0.05月引き上げるものです。また、別表の改正は民間給与等の差を踏まえ、初任給及び30歳台半ばまでの職員の号俸を増額改正するものでございます。

第2条の改正は、令和5年度以降の勤勉手当の支給率を6月期と12月期で均等に配分するよう改正するものでございます。

附則としまして、第1条の改正については公布の日からとし、専決処分日である令和4年12月22日に交付、施行しております。また、第2条につきましては、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上で、専決処分した事件（西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の承認第3号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

～日程第8 議案第1号～

次に、日程第8、「議案第1号 令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第1号 令和4年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、構成市町負担金のうち、普通建設事業充当分について、一般財源から特定財源に財源更正を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、消防車両管理事業の繰越しにつきまして、2ページ第2表のとおり、繰越明許費の限度額について設定するものでございます。

以上で、議案第1号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議賜り、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第2号～

次に、日程第9、「議案第2号 西はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第2号 西はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」について、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

提案の理由についてでございますが、従来、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体の個人情報の取扱いについて、別々の法律で規定されておりましたが、個人情報の保護に関する法律の改正により、それぞれの法律が統合され、個人情報の取扱いが一本化されることとなりました。地方公共団体においても直接法律が適用されることとなりますので、当組合におきましても法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することとしております。

改正内容でございますが、第1条では趣旨を、第2条では定義を規定しております。第3条は開示請求に係る手数料で、個人情報の保護に関する施行令及び西はりま消防組合情報公開条例に準じ、1件300円としております。第4条及び第5条は、審査会への諮問についてを規定しております。

附則としまして、第1条において施行期日を令和5年4月1日とし、第2条において現行の条例を廃止することとしております。附則第3条及び第4条で経過措置として、旧条例の適用下で知り得た個人情報についても引き続き取扱いの義務及び罰則を適用する旨を規定いたしております。附則第5条は、西はりま消防組合情報公開条例の一部改正で字句の改正をしております。

以上で、西はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第3号～

次に、日程第10、「議案第3号 西はりま消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第3号 西はりま消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」について、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、議案第4号で提出しております「西はりま消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定」において、地方公務員の定年が現在の60歳から65歳に引き上げられることに併せて、55歳以上の職員の多様な働き方のニーズに応え、仕事との両立を支援するための環境整備として、地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業制度を新たに導入するものでございます。

次に、条例の内容についてでございますが、第1条は趣旨を、第2条は第1項で、高齢者部分休業を取得できる時間の範囲及び単位について、第2項で取得できる年齢について、第3条は勤務しない場合の給与の減額について、第4条は承認の取消し及び休業時間の短縮について、第5条は休業時間の延長について、第6条は規則への委任をそれぞれ規定しております。

次に附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日といたしております。

以上で、議案第3号 西はりま消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例制定

についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第4号～

次に、日程第11、「議案第4号 西はりま消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第4号 西はりま消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、定年が令和5年4月1日から現在の60歳から65歳に引き上げられることに伴い、西はりま消防組合職員の定年も同様に引き上げるとともに60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため所要の改正を行い、1条例につきまして廃止するものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第1条は「西はりま消防組合職員の定年等に関する条例」の一部を改正するもので、職員の定年を60歳から65歳に改めることと、定年による退職の特例として、異動期間を延長された管理監督職員については、最長で3年間の勤務延長を可能とすることをそれぞれ規定し、新たに追加する条のうち、管理監督職勤務上限年齢制の対象者、年齢、降任等の際に遵守すべき基準等、定年前再任用短時間勤務制の対象者、規則への委任をそれぞれ規定し、附則に定年に関する経過措置、職員に対する60歳以降の任用、給与等必要な情報の提供及び勤務の意思の確認に関する事項を規定することを追加するものです。

関係条例の整備として、条項等の一部改正を行い、第2条は「西はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を、第3条は「西はりま消防組合職員の分限の手續及び効果に関する条例」を、第4条は「西はりま消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」を、第5条は「西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を、第6条は「西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例」を、第7条は「西はりま消防組合職員の給与に関する条例」を、第8条は「西は

りま消防組合職員の再任用に関する条例」について、廃止するものでございます。

次に、附則についてでございますが、施行期日、暫定再任用職員の採用に係る規定、情報提供及び勤務の意思確認、経過措置として暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなし、改正後の条例の規定を適用すること、暫定再任用職員の給料月額及び諸手当に係る規定をそれぞれ規定するものでございます。

以上で、議案第4号 西はりま消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第5号～

次に、日程第12、「議案第5号 西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第5号 西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

提案の理由についてでございますが、現在、年次休暇については1月1日を基準日として暦年で付与しておりますが、これを4月1日を基準日とし年度単位で付与するよう変更するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容についてでございますが、第14条第1項の改正は、暦年で表記している字句を年度表記に改正することにより、暦年付与から年度付与に変更しようとするものです。第14条第2項の改正は、年次休暇の繰越しについて、翌年から翌年度に繰り越すよう変更しようとするものです。

附則としましては、第1項において、条例の施行日を令和5年4月1日からとしております。第2項及び第3項は経過措置で、第2項において令和6年1月から3月までの3か月分相当の5日を付与することとし、第3項において暦年付与から年度付与へと変更することによる使用期限の調整を行っております。

以上で、西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を

賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第6号～

次に、日程第13、「議案第6号 西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（満田利郎）

ただいま議題となりました「議案第6号 西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

提案の理由についてでございますが、本件につきましては専決処分を行いました、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様、人事院勧告に基づく改正で、会計年度任用職員につきましては、原則、単年度の任用で任期の定めのない常勤職員とは雇用形態が異なり、年度当初に提示した雇用条件を維持し、翌年度から反映することとしているため、専決処分ではなく議案として提案するものでございます。

改正内容でございますが、別表第1の給料表を改定し、給料月額を引き上げるものでございます。

附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日からとしております。

以上で、西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議賜り、原案のとおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(楠明廣議員)

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(楠明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第7号～

次に、日程第14、「議案第7号 令和5年度西はりま消防組合一般会計予算」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長(満田利郎)

ただいま議題となりました「議案第7号 令和5年度西はりま消防組合一般会計予算」につきましてご説明申し上げます。

それでは、お手元に配付しております予算書をご清覧願います。

令和5年度の予算総額は、第1条において歳入歳出それぞれ27億8,712万2,000円と定めておりまして、昨年度の28億5,998万6,000円と比較し、7,286万4,000円の減額でございます。

この主な要因につきましては、赤穂市からの職員派遣終了に伴う人件費負担金の

皆減などによる人件費等の減額、組合ネットワーク再構築業務完了による委託料の減額、車両更新経費の減額及びたつの署はしご車のオーバーホール完了による需用費の減額などによるものでございます。

組合予算につきましては、統一すべき事業、また統一することで経費の節減、効率化が図れるものは本部予算に、署予算につきましては、それぞれの市町の負担割合を勘案しながら統一的な基準での事業予算とし、また、署における地理的特性、特色ある事業の継続、拡充を主眼においた予算といたしております。

その詳細の内容につきましては、予算書及び予算参考資料に記載しておりますので、ご清覧願います。

以上で、議案第7号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

閉会宣告

これをもって、令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（楠明廣議員）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

理事者におかれましては、住民の安全・安心のため対策を構成市町と一体となつてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

山本管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

令和5年第1回西はりま消防組合議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会では、承認、条例制定及び改正、令和5年度予算に係る議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、当組合は平成25年4月に3市2町による一部事務組合として発足し、構成市町のご協力を得ながら様々な課題に取り組み、今年度末の3月31日で10年が経過することとなります。

これもひとえに、議員の皆様のご理解とご支援のたまものと深く感謝を申し上げます。今後も引き続き、消防組合の運営に係る施策を適正に推進するとともに、住民の皆様への安全・安心に対する期待に十分に答えられる消防・防災体制の確立に向け、取り組んでまいり所存でございます。組合議員の皆様には、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに臨み、議員の皆様方のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（楠明廣議員）

どうも皆様、ご苦労さまでした。

（午前11時15分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年3月29日

西はりま消防組合議会議長 楠 明廣

会議録署名議員 宮艸 真木

会議録署名議員 小林 裕和